

発委第 1 号

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項、
及び第7項の規定により提出します。

令和5年12月12日

提 出 者

議会運営委員会委員長 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

別紙

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年八雲町条例第27号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、支給日現在（前項後段に該当するときは、その日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、支給日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、支給日現在（前項後段に該当するときは、その日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、支給日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

第2条 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、支給日現在（前項後段に該当するときは、その日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、支給日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、支給日現在（前項後段に該当するときは、その日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、支給日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和5年12月に支給された期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。